

# 平成29年度 委託研究契約 事務処理説明書

1. 昨年度からの主な改定事項
2. 本年度以降特にご留意いただきたい点



# 目次

- 1. 昨年度からの主な改定事項** ..... **3**
- (1) 他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生等が  
委託研究に従事する場合の対応
  - (2) 研究設備・機器の共用促進について
  - (3) 利益排除の取扱いについて
  - (4) 研究成果に係る知的財産権の基本的な考え方
  - (5) 研究開発機関に帰属した知的財産権について
  - (6) 知的財産管理に関する様式変更について
- 2. 本年度以降特にご留意いただきたい点** ..... **10**
- (1) 研究開発プログラム終了時について(再掲)
  - (2) 設備・機器導入計画書の提出について

# 1. (1)他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生等が委託研究に従事する場合の対応 (IV. 2. 8) P15

大学等における職務発明等の取扱いについて国の検討状況を踏まえ、雇用関係のない学生の発明の取扱いに係る対応を追記しております。

- 特に本研究に係る雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明(考案等含む)に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。また、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないように配慮した対応を行うこととしてください。

# 1. (2)研究設備・機器の共用促進について (V. 3. 2) i)) P21

- 本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、研究機関における機器共用システムに従って、本研究の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と本研究の目的達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

## (ア) 共用使用の要件

- ・本事業の実施に支障のない範囲内で研究機関が実施する他の研究等に使用すること
- ・他の研究等の使用予定者との間で修繕費や光熱水費等使用に関し、経費負担の明確化

## (イ) 合算購入の要件

- ・本事業との合算に支障のない資金との合算であること
- ・合理的に説明し得る負担割合に基づき購入費用を区分できること
- ・合算購入にあたっては、事前に【様式511】合算使用申請書を提出し、JSTの確認を受けること

# 1. (3) 利益排除の取扱いについて (V. 3. 3) ⑦) P31

- 利益排除の対象企業に、「同一プログラム内の企業」を追記し、利益排除企業から調達し、利益排除が必要な場合は、収支簿備考欄に該当分(「自社取引、100%子会社等、同一プログラム内に該当」)を明記し、利益排除の根拠資料を収支簿に添付して提出ください。

対象機関	自社内 (企業等)	100%子会社等 (企業等)	同一プログラム内	
			(企業等)	(大学等)
① 調達時における基本原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として各機関の規程に従って適切に支出・管理。</li> <li>・契約が100万円以上(消費税含む)の場合、原則、競争原理を導入した調達(入札または相見積もり)。</li> <li>・上記に関わらず、業者及び機種に対する合理的な選定理由等があり、競争による調達を行わない場合は、選定理由書を作成。</li> </ul>			
② 上記対象機関から調達を行う場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、競争原理を導入した調達(入札または相見積もり)</li> <li>・上記に関わらず、業者及び機種に対する合理的な選定理由等があり、競争による調達を行わない場合は、選定理由書を作成。</li> </ul>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">※下線部は、H29年度追加分</div>				

対象機関	自社内 (企業等)	100%子会社等 (企業等)	同一プログラム内	
			(企業等)	(大学等)
③-1 利益排除の要否(1契約が100万円未満)	利益排除(選定理由等、競争を行わない場合)	利益排除不要	利益排除不要	機関の規定に基づき、適正な価格で調達を行う。(①のみ適用)
③-2 利益排除の要否(1契約が100万円以上)		利益排除(選定理由等、競争を行わない場合)	利益排除(選定理由等、競争を行わない場合)	利益排除は不要であるが、適正な価格で調達を行う。(選定理由等、競争を行わない場合)
④事務処理方法	<p>・添付書類として利益排除を行った根拠資料を提出し、<u>収支簿備考欄に「自社取引に該当」と記載する。</u></p>	<p>・利益排除を行った場合、添付書類として、利益排除を行った根拠書類を提出し、<u>収支簿備考欄に「100%子会社等に該当」と記載する。</u></p>	<p>・利益排除を行った場合、添付書類として、利益排除を行った根拠書類を提出し、<u>収支簿備考欄に「同一プログラム内に属する企業に該当」と記載する。</u></p>	
<p>※下線部は、H29年度追加分</p>				

# 1. (4)研究成果に係る知的財産権の基本的な考え方 (VII. 2. 1)) P57

- 知財の報告漏れを防止するため、以下の注意喚起文を追記しております。報告漏れがないよう、ご対応のほどお願いいたします。
- 知的財産権の出願や移転等に関して、JSTへの事前申請や各種通知が期限内に実施されるよう研究機関内において、ルールや体制を整備するなどして、漏れや遅延が発生することのないように徹底してください

# 1. (5) 研究開発機関に帰属した知的財産権について

## 1) 知的財産権に関する通知等 (VII. 5. 1)) P61

- 知的財産権等設定登録等通知書(様式602)  
PCT出願は、出願及び各国移行時の場合に提出することを追記。

# 1. (6) 知的財産管理に関する様式変更について

- 知的財産権は、財産管理案件であるため以下の様式について提出者を研究開発責任者(PI) 名から、機関の契約者又は知的財産権の出願及び譲渡等の権限の持つ者(公印付き)に変更しております。

【様式602】知的財産権設定登録等通知書

【様式603】知的財産権実施申請書

【様式604】知的財産権譲渡申請書

【様式607】知的財産権移転承認申請書

【様式608】専用実施権等設定・移転承認申請書

【様式609】知的財産権実施報告書



- その他変更点は、(別紙)「平成29年度 ImPACTの実施における事務処理説明書 主な変更事項リスト」をご参照、ご確認願います。

## 2. (1) 研究開発プログラム終了時について(再掲)

- ImPACTは、平成31年3月末日で終了します。研究開発の終了時期は、最長平成30年12月末日とします。したがって研究開発に直接的に必要な直接経費、それに対応する管理経費は、同12月末日までが対象となります。
- 以降、平成31年3月末日までは研究開発プログラムの管理期間となり、管理期間中は、研究開発機関は、論文投稿・発表、知的財産権に係る出願、研究成果の取り纏めを主体に実施することとし、それに必要な直接経費、それに対応する管理経費のみを認めます。
- また、ImPACTは基金設置期間が平成31年3月末日までとなっており、委託研究費の最終年度の精査及び額の確定を同3月末日付けで実施予定です。そのため、最終年度においては年度途中で執行状況を報告、精算書類等の仮提出など、精査及び額の確定の円滑な実施にご協力をお願いします。

## 2. (2)設備・機器導入計画書の提出について

- ImPACT研究開発期間後期(H29・30年度)の委託研究開発契約においては、残存研究期間の少ない時期での物品調達の必要性及び実際の使用状況に関し、より注意深い説明が必要になることから、同時期における取得価格2,000千円以上(消耗品を除く。有形、無形を問わず。)は、「設備・機器導入計画書(様式528)」を事前にご提出をお願いします。
- 本様式は、調達内容が確定次第、発注前(入札の際は公示前)に速やかに研究開発責任者がPM補佐(運営担当)宛にメール添付等にて提出してください。
- 提出後は、JSTにて計画書の内容に問題がないかを確認し、PM補佐(運営担当)から、研究開発責任者へ調達可否を電子メールで連絡します。

詳細については、事務連絡(平成29年1月付け「ImPACT委託研究開発契約(平成29、30年度)における「設備・機器導入計画書」の提出について」、事務処理説明書 P19～20をご参照ください。

# ご質問等ございましたら 担当までご連絡ください。

事務処理説明書の記載項目	問い合わせ先	連絡先
I. はじめに II. 実施規約について III. 成果情報の取り扱いについて VII. 知的財産の管理について	革新的研究開発推進室 総括・推進グループ	E-mail : impact@jst.go.jp※ TEL 03-6380-9012 FAX 03-6380-8263
IV. 委託研究契約の概要 V. 委託研究費の執行について VI. 年度末における未使用額の翌年度執行について	革新的研究開発推進室 プログラム支援グループ	E-mail : impact@jst.go.jp※ TEL 03-6380-9012 FAX 03-6380-8263

※各PMの担当者に、直接ご連絡頂いても構いません。

お問い合わせの際は、PM名、研究課題、研究開発責任者をお知らせください。

項目(事務処理説明書上の見出し名等)			改定概要
P15	IV. 2. 8)	他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生等が委託研究に従事する場合の対応	大学等における職務発明等の取扱いについて国の検討状況を踏まえ、雇用関係のない学生の発明の取扱いに係る対応を追記。
P21	V. 3. 2) i)	研究設備・機器の共用促進について	研究設備・機器の共用促進に係る国の指針等について追記。
P25	V. 3. 2)③VI)	雇用形態別必要書類	大学等における雇用関係書類の提出書類の一覧表を追記。
P31	V. 3. 3)⑦	i)利益排除に関する留意事項 ii)利益排除の方法	利益排除の対象企業に、「同一プログラム内の企業」を追記。
P32	V. 3. 3)⑦	iii)利益排除の根拠資料の提出について	利益排除対象企業から調達し、利益排除が必要な場合は、収支簿備考欄に該当分(「100%子会社等、同一プログラム内、自社取引)を明記することを追記。
P38	V. 8. 2)	収支簿の記載方法について	収支簿には、前事業年度繰越分の収支を含めて記載する旨追記。

項目(事務処理説明書上の見出し名等)			改定概要
P42	V. 10. 2)	「体制整備等自己評価チェックリスト」および「研究不正行為チェックリスト」について	委託研究契約締結に際して、「研究不正行為チェックリスト」の提出が新たな条件となることについて明記。
P43	V. 10. 5)	不正行為等の報告及び調査への協力等	文部科学省の区分に合わせて、「不正受給」を「不正使用」と同等に取扱いとするよう変更。
P46	V. 10. 7)	「研究公正ポータル」のご紹介	研究公正推進事業の一環として、JSTが運営しているポータルサイトを追記。
P57	VII. 1	委託研究の成果に係る知的財産権の基本的な考え方	知的財産権の出願や移転等に関する事前申請や各種通知について注意喚起を追記。
P61	VII. 5. 1)	知的財産権等設定登録等通知書(様式602)	PCT出願は、出願及び各国移行時の場合に提出することを追記。
P61	VII. 5. 1)	知的財産権実施報告書(様式609)	知的財産権を実施した場合に提出する旨を追記。
様式 【知的財産管理に関する様式】		【様式602】知的財産権設定登録等通知書、【様式603】知的財産権実施申請書、【様式604】知的財産権譲渡申請書、【様式607】知的財産権移転承認申請書、【様式608】専用実施兼等設定・移転承認申請書、【様式609】知的財産権実施報告書	知的財産権は財産管理案件であるため、PI名による提出から、機関の契約者又は知的財産権の出願及び譲渡等の権限の持つ者(公印付き)からの提出に変更。

※上記の他、文意に大幅な変更のない修正等があります。